

新潟県条例第24号

新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第69号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第38条第3項（法第39条第2項及び法第41条第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第36条第3項第1号並びに法第44条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害者支援施設（法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）の人員、設備及び運営並びに指定障害者支援施設の指定に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定障害者支援施設の指定に関する基準）

第3条 法第38条第3項（法第39条第2項及び法第41条第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。

（指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準）

第4条 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準は、次条から第8条までに定めるもののほか、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるところによるものとする。

（設備）

第5条 指定障害者支援施設に設けなければならない訓練・作業室の利用者1人当たりの床面積は、おおむね3平方メートル以上とする。

（運営規程）

第6条 指定障害者支援施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(1) 秘密保持等に関する事項

(2) 苦情解決に関する事項

（非常災害対策）

第7条 指定障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、当該指定障害者支援施設の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

（暴力団等の排除）

第8条 指定障害者支援施設は、その運営について、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第3条に規定する基本理念にのっとり、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。